

2020年12月16日

ビジネスと人権リソースセンター
日本プログラムコーディネーター
佐藤 晴子 様



2020年12月3日に弊社HPからお問い合わせをいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

締め切りを12月16日（水）としていただき、ありがとうございました。

記

1. 貴センターからのお問い合わせ内容

当団体は2002年英国設立のビジネスと人権に関する国際人権団体（NGO）です。当団体ウェブサイトは10,000社以上の企業をカバーし、企業による積極的な取り組みや、市民社会から提起された懸念事項に関するレポートを掲載しており、当サイトへの訪問者は年間200万件に及びます。詳細についてはウェブサイトをご覧ください（<https://www.business-humanrights.org/en/>）。毎週水曜日に無料配信している「Weekly Update」は、メディア、ビジネスセクター、投資会社、国際機関、政府、NGOなど各国20,000人以上に配信されています。

今回、NPO法人POSSEによる外国人・実習生に対する強制帰国に関する記事（<https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20201026-00204795/>、<https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20201126-00209505/>）のウェブサイトへの掲載にあたり、本記事が指摘する内容に関する貴社のご見解をお伺いしたく存じます。当団体としては、企業活動に関する懸念事項を掲載する際には、企業による回答の機会が確保され、読者が双方の見解に触れることが重要と考えております。

なお、当団体は執筆団体と提携はしておりません。

上記記事に対するご見解・ご回答を、12/14(月)午後5時までに日付を明記の上、PDF、Word、ウェブリンクのいずれかでメールにてご送付下さい。日本語の場合は当方にて英語の要約を作成しますのでご了承下さい。

ご不明な点がありましたらご連絡下さい。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 弊社の回答

本記事に記載されている内容について、弊社の見解を以下述べさせていただきます。

記事の中では、監理団体と送り出し機関がカンボジア人技能実習生を、本人の意に反して強制帰国させた旨の記載がありますが、弊社はそのような事実はないと認識しております。

弊社は、当該実習生の帰国には関与していませんが、実習生の帰国手続きをサポートした監理団体及び送り出し機関に確認したところ、2016年5月、実習生本人が事柄を理解し、同意して帰国したとの報告を受けております。

従いまして、記事に記載されている強制帰国の事実はなかったと認識しております。

記事には本件に関する帰国の理由が記載されておりませんが、以下に帰国に至った事情についてご説明いたします。

弊社では技能実習の現場で各国の言語に翻訳した各種の教材等を使用し、実習を適宜実施しております。したがって、カンボジア人技能実習生については、公用語であるクメール語の読み書き能力が必須であります。そのため、カンボジア現地での技能実習生の採用選考に当たっては、送り出し機関が応募者から提出された中学校の卒業証明書を確認し、クメール語の読み書きができることを前提に採用しておりました。しかし来日後、弊社での技能実習中に当該技能実習生はクメール語の読み書きが出来ないことが判明しました。そこで、弊社としては技能実習の継続は困難と判断して監理団体に相談した結果、監理団体から当該技能実習生の合意を得て、実習を中止し帰国とするとの提案があり、これを了承いたしました。

現在、弊社は送り出し機関に対し、カンボジアの技能実習生に関しては選抜時及び入国前に公用語であるクメール語の能力等の事前考查を必須化して、同様の問題発生を未然に防止しています。

なお、団体交渉では引き続き事実関係に基づき話し合い、相手方にご理解いただけるよう努めていく所存です。

以上